

平成24年4月から

「子ども手当」は 「児童手当」に変わりました

子ども手当制度は平成24年3月31日で終了し、平成24年4月1日以降は児童手当が支給されます。

平成24年3月末現在に子ども手当の受給資格があった方は、そのまま児童手当に移行します。



支給金額

年齢区分	月 額 (所得制限額未満の方)	月 額 (所得制限額以上の方)
3歳未満	15,000円	5,000円 (注) 平成24年6月分からの手当に所得制限が導入されます(平成24年10月支給)
3歳から小学生(第1子・第2子)	10,000円	
3歳から小学生(第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

※所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

支給時期

原則として6月、10月、2月に、それぞれ前月分までが支給されます。

支給月	手当の内訳
平成24年6月	平成24年4月分～平成24年5月分 (注) 平成24年3月分までの子ども手当を受給していた方には、平成24年2月分・3月分の子ども手当も合わせて支給します。
平成24年10月	平成24年6月分～平成24年9月分 (注) 所得制限あり
平成25年2月	平成24年10月分～平成25年1月分 (注) 所得制限あり

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL 62-1111 (内線133・132)